

いない。ずっとこの数年特交は増えているわけですよ。ですからもう早く財源措置をすべきだというふうを考えているわけなんです。確かに当初予算でだんだんふやしてきますよね。六十一年一億九千万、六十二年当初二億二千万円まで上がっていますけれども、かつて私が四年前にいたころはもっと低かったんですけれども。確かに上がってきていますけれども、まだ私は余裕を持たせて、言ってみれば十分な見込みを持っているにもかかわらず財源を過少に計上しているということを指摘せざるを得ないですよ。その結果最終的にはこの三月ここに来て出してもこれはもう基金積み立てということであれば決してこれは賛成できないんですけれども、それは防衛補助の市負担の二分の一とか基地にさまざまな問題があるから福生の特交は確かに多いわけです。そうしたものをこの目的に従って使っていないと私は思うんですよ。どんどん基金に積んで結局三十五億五千万ですか、こんなにふくれ上がって来たわけですよ。やはりその年度年度で最大限特交分についても可能な限り市民のために使うという方向でいかしていくべきじゃないかと思うんですけれども、その点についてはそれはもちろん市長が答弁していただいた方が結構だと思っんですけれどもその点についてお願いします。

○企画財政部長（内田和雄君） 特交につきましては、東京都並びに自治省には私ども市長ともども行って少しでも余分に配当があるように何回となくお願いに行っているわけです。そういう中で私どもが最終的にいくらかという数字をつかむこともいろいろ聞いては来るんですが、なかなか数字が出てこない。確かに御指摘のように五十七年度二億九千万九千円から今回が三億ということでは二億九千万円台くらいの数字が毎年最終的には来ておりますが、災害等が起りますと、その分がよそに行くことになりまして、実質的には予算以下の数字になってくるということが確かに御指摘のように、そのときに歳入を見込み、そのときで使うようにすることが本来かと思っんですが、私ども非常に数字がつかめないという苦しさがございます。そういうことでがんばってはいるつもりではございますが、これから六十二年度におきましてもいろいろな形で数字をつかむように努力はしてまいりたいと思っます。

確かに御指摘のように数字的にはつかめているつもりでございますが、また本年度もそういうわけでこれからいろいろと都なり国なりに行ってお願ひし、数字をつかんでまいります。そしてできるだけ近い数字で予算計上していくというふうにしたいと思っております。

○十一番（松山清君） とにかく数字をつかむのは皆さん方専門家でございますから、私どもが言うまでもないと思っんで

すけれども、そうした努力をしていただきたいと思っますし、従来もかなり早い段階で補正を計上したこともあるんですよ。例えば六十年度なんかは六号補正、一月二十一日提出で六千八百万円、これは人件費の関係でやっているわけです。ですからやろうと思えば皆さんやっているわけですよ。そのとき六千八百万円の特交分を補正して今度は端数を補正する、そんなこともやっているわけですよ。やることのできるわけなんで、そうした点を今後大いに計上を早くして活用できるようにしていただきたいと思っます。私はそのことを強く要望しておきたいと思っます。

○十三番（遠藤洋一君） 一つだけ係数的なところの質問だけさせていただきますと思っんですが、収益事業配分金なんですけれども、確かにことしばかりも京王閣の係数を読んでいたら、去年よりずっといいんですよ。去年を一〇〇とする指数でたぶん一二〇を超えていると思っんですよ。今回の場合も二八%の補正なんです、算出基準があるから別にそれは後で勉強すればいいことなんです、今回実際に福生に配分されたのが三千五百万円で、全体ではどのくらい収入が増えたからこの額になったということがわかりますか。

それともう一つは、収益事業の対象日と非対象日があると思っんですが、京王閣そのものがどのくらい伸びているのか。今まではどうも全体に下火で、これは収益事業だめじゃないかなんて言った時期もあるけれども、なんとなく世の中の不況と相まって、盛り返している感じなんですよ。そのくらいのところの数がもしわかれば、わからなかったら別のときでもいいんですが、出ていますか。

○企画財政部長（内田和雄君） まことに申し訳ないんですが、京王閣、立川の前年度の対比は出てないんですが、昭和五十八年度が一億円、五十九年度が一億一千万円、六十年一億二千万円、今回が一億五千五百万円ということで今年度特に上がった理由としては館林の場外券売所、これを使用できるようになりまして、これが三回利用させてもらっています。それによりまして、かなりの増収を得ております。

それから電話投票というのが京王閣の方でできるようになりまして、これがわずかではございますが増額の一つの理由でございます。

それからスプリント競技というのがございまして、普通の場合十レースなんです、スプリント競技が入りますと十二レースになります。そうしますと一日十二レース余分にやりますと、この増ということで本年度このようなかなりの伸びが出ているということです。

今後また収益の方では場外をできるだけ最低五回はやりたい、それ以上もし館林が借りられるならば、立川競輪の関係になりますけれども、それを利用したい。そうしますと売上が増えますし、スプリント競技等もどんどん入れていくと売上が増えていくというようなことでございます。

細かい数字、昨年との対比は持つておりませんが、そういう形でかなり売上が増えてきているということでございます。またもし機会がございましたら今後昨年との比較等を何かの機会に御報告させていただきたいと思っております。

○十三番（遠藤洋一君） どうもありがとうございます。ぼくがちょっと気にしたのは、京王閣だけのデータを見たものですから、実際の伸びがあったのか、指数との関係はどういうふうになるかということ、非常に複合的に出てきてこの数だったということが説明がなかったものですから、それがはっきりすればいいんです。以上です。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、反対者から討論を行います。反対者松山清君。

（十一番松山清君登壇）

○十一番（松山清君） 報告第二号専決処分の承認を求めることについて反対討論をいたします。

全国的に災害が少なかったというようなことでの増額というような説明もありましたが、前年度に比しまして二百一十二万二千円しか増えておりません。そもそも年度末にならなければ補正計上できないというようなことでは決してありません。当初予算での計上額が少なすぎるところに問題があるわけで、財源の留保と言えば聞かえは良いですけども、それは結局議會を軽視したことではないかと思えます。結局毎年のごとく年度末に計上して歳出を基金積み立てとしてやっていることは市民不在の政治の見本の一つだと思います。

特交が他市に比べて多いというのは、基地の被害があるためということが一つ大きな理由にあるわけで、それなのに市民のために特交を十分使わないということであれば、特交がそれなりに多く交付されている目的からは逸脱しているわけで、そういう面からは二重にも三重にも市民不在の政治だと、こうした指摘をせざるを得ません。

簡単でございますが反対討論とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより報告第二号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって報告第二号は原案のとおり承認されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十報告第三号専決処分の承認を求めることについて（昭和六十一年度福生市老人保健医療会計補正予算（第二号））を議題といたします。

計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので報告第三号専決処分の承認を求めることについて提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本議案は地方自治法第七十九条第二項の規定によりまして議會を招集する暇がないと認めまして、昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりまして、報告し、承認を求めようとするものでございます。

まず理由といたしましては、年度末において医療費の確定に伴いまして、歳出におきまして医療給付費に不足が生じましたので、一般会計から繰り入れをさせていただきまして処理させていただいております。これが今回の専決の理由となった次第であります。

それでは内容につきまして予算書により御説明申し上げます。

まず一ページを開き願いたいと思います。

総則でございますが第一条におきましては二百七十八万二千円を追加いたしました。総額を歳入歳出それぞれ九億六千六百十九万二千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正の内容につきましては、第一表歳入歳出予算によると定めたものでございます。

次に二ページを開きいただきたいと思えます。

歳入について御説明申し上げます。まず、支払い基金交付金におきまして二十一万三千円の減でございますが、支払

い基金からの医療費交付金及び審査支払い手数料交付金の減によるものでございます。国庫支出金におきまして百七十八万四千円の減でございますが、医療費負担金の減によるものでございます。次に都支出金におきましては十四万八千円で、医療費負担金の増によるものでございます。繰入金につきましては先ほど理由で申し上げましたように一般会計より四百六十三万一千円を繰り入れまして、それらの相殺をいたしまして、今回二百七十八万二千円を補正しまして、歳入総額を九億六千六百九十九万二千円にしようとするものでございます。

続きまして歳出につきましては御説明申し上げます。医療費、医療諸費におきまして二百七十八万円を追加しようとするものでございます。この内容は医療給付費におきまして、一百九十四万六千円を増額し、医療費支給費で十五万八千円の減額、審査支払い手数料におきましては、六千円を減額し、相殺いたしましたして、二百七十八万二千円の追加補正をいたしまして、歳出総額が九億六千六百九十九万二千円とあいなる次第であります。

以上大変難解な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、御承認くださいますようお願い申し上げます。
○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原敏子君） 質問をさせていただきますと思います。

予算書の三ページを見るとわかりやすいと思うので、それで質問させていただきますと思うんですが、三ページの歳入のところが計なんですけれども、一の支払い基金交付金と国庫支出金、繰入金、これはそれぞれの割合があつて、こういうふうな振り分けになっているわけなんですけれども、今部長の説明はありませんでしたけれども、本来はこのうちの三番と四番、都の支出金と繰入金が同額であるはずなんです。今説明がなくて、これはその差が四百四十八万四千円ですから、これはあとの老人会計の、そのあとなかなか難しい会計で、後できっと精算されたりしてこうなるんだらうというふうに想像はしますけれども、このところが一つと、それとその下歳出のところですね。医療諸費、ここでも二百七十八万二千円が、これは医療費の伸びがあつて足りなくなったので、これが補正になったので、この中で、医療費の伸び、これは言ってみれば、三月三十一日に専決をしなければならなかった理由なんですが、ただ医療費の伸びというだけではなくて、例えば流行り病なんているのはちょっと言葉が古いですけども、風邪がはやったとか、そういうふうな、社会一般的に特別な病気があったのかということ、なぜここで専決をしなければならぬという医療費

が伸びたのかということとをまず聞かせていただきたいということ。それとも一つこれをここに出ています医療給付費、これは六ページに医療給付費がありますけれども、総額が九億二千八百九十四万六千円です。いま補正の総額が、これは医療給付費であつて、この補正が医療費のお年寄りの一部負担金があるわけですね。これはいくらになるのか。医療給付費は九億二千八百九十四万六千円で、この補正、予算書にでないお年寄りの一部負担金がありますね。これはいくらになるのか。

○福祉部長（生子国利君） お答え申し上げます。

歳入の件につきましては、翌年度精算が行われまして、この関係につきましては、全額国都支払い金、それが全部入つてまいります。これらの補正というものにつきましては、六月にさつそくいたしたいというようなことでございます。歳出の関係のいわゆる二百七十八万二千円の不足が生じた理由、これは御承知のとおり、老人医療費につきましては、非常に医療費の推計が困難である。それと同時に老人対象者が月々増加しているわけですが、七十歳以上ですから、十名ずつくらい当市でも増えております。これも推計いたしまして予算編成しておりますけれども、実際に時期がだんだん実績を追いまして、例えば六十一年度の最終予算で措置する場合におきましては、大体十一月までしかわからない。九カ月しかわからない。それをもって実績を見ながら、後の実績を推計をいたしまして、六十一年度におきましては大体今までの実績からしてみてもこれでいけるだろうというふうなことで実際に補正しなかったわけですが、その際に十二月におきまして、かなり医療費が伸びたということと、問題は一月に八百円の負担金が増えた、それらの減額があるんじゃないかというふうに解釈したんですが、実際にはその医療費が減額にはなっておりません。そういうふうなことで、実際の推計をいたしました結果、どうしても二百九十万の医療費の支払い不足を生じたわけです。

したがって、見通しが甘いというようなことならばそうだと思いますが、なるべく予算としてもぎりぎりの線の推計を立てておりますので、今後、来年度からの補正としては推計に配慮いたしまして、不足を来さないように考えていきたいと思ひます。

それから医療費の一部負担金につきましては、歳入がこの保健分では、老人のものは入っていないわけで、これは私私どもの方も推計が出ないと思うんですが、医者の方にこれは八百円くらい払っているわけですが、決算等に掛ければ出てくると思いますが、今平均で二千件くらいになっております。かかっている件数としては、ですから大体それに対

する一部負担金を推計いたしますと、八百円掛けちゃってもまずいわけですから、出せないというわけじゃないんですが、ちょっと今のところはわからないわけです。以上です。

○十二番（原敏子君） 今の一部負担金のこの予算書に出てこないんですよね。ですから、これはそれこそ件数だとか今までのいろいろな形が実績だとかそういうところから推計するようになるんだと思いますけれども、ぜひこれはしていただきたいというふうに思います。

それとこれについては医療費、一口に言っちゃえば、見込み違いだったと言えればそれつきりなんですけれども、結局こういうふう思ったんじゃないかなと思うんですね。御承知のようにことしの一月一日から初診料が四百円から八百円に上がりましたね。昭和五十八年の二月一日に老健法が施行されて、ここで有料になったときに、この後二月一日から以降何カ月か受診率が下がりましたよね。現実の結果を見ると、そういうことがあるので、一月一日に倍に値上げになったので、十二月の医療費はちょっと伸びたけれど、一月から二月三月くらいまではそんなに伸びないでいけるんじゃないかというふうにも私の想像で申し訳ないけれども、そういうふうにも思われて、こういうふうな結果になったんじゃないかというふうにも思ったりするわけです。それはお医者さんの受診率が下がるということは、余り好ましくない、芳しくない傾向だろうと思うんです。こういうふうな値上げになったから下がるというのは。

それと同時に見込みが悪かったんだということ、私はこの医療費の関係だから、少々結果が余ったとしてもこういう、言ってみればお年寄りの医療費の問題、命と暮らしの問題という観点から見ると、足りないように予算を組むべきではないと思うわけです。感情的にも行かなくさいいみたいなそんな考え方ではないと思うんですけれども、そういうのがわかるようなそういうふうなことがないように、私はこれは三月三十一日にしなければならぬから専決したというふうに思いますけれども、そういうものを専決したというのが私は賛成できないというふうに思うわけです。ですから六十二年度これからもありますけれども、こういうお年寄りの医療費の関係、老人保健特別会計などは残額がたとえ残ったとしても足りなくなるような、そんな予算を組まないように、ぜひそのようにお願いしたいというふうにお願ひします。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑は終わります。

これより報告第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議ありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって報告第三号は原案のとおり承認されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十一議案第三十六号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十六号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてその提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

本条例は期末手当の支給割合の改正でございます。従来は支給期日ごとに時限条例をもちまして議会の御議決を頂戴しておりましたが、このたびその支給割合を本条例の中で規定化をしようとするため、第五条第二項を改正しようとするものでございます。

御案内のように従来の条例におきましては、議会議員の期末手当の支給割合はそのときどきの社会情勢及び他の地方公共団体の議会議員の支給率やその他の状況を考慮いたしまして、その支給割合をその都度、別に条例において定めてまいりましたが、今回その支給割合を具体的に支給率をもって明文化をしようとするものでございまして、その支給割合は昨年度からの議員さんに対します期末手当の支給実績となっておりまして年間四・九カ月といったふうにするものでございます。

その支給期日ごとの期末手当の額はこの改正条例に記載のとおり、三月に支給する場合におきましては、報酬月額百分の五十を、六月に支給する場合においては百分の百九十を、十二月に支給する場合においては百分の二百五十をそれぞれ乗じて得た額に改正をしようとするものでございます。

なお、参考でございますが、都下二十六市におきますこの条例の規定の関係でございますが、今回提案をいたしましたように、具体的な支給率をもって明文化されております市が八王子市等二十二市でございます。その他はまだ明文化されてないということでございます。

次に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上はなほだ難駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を頂戴しまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十六号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二議案第三十七号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてその提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

本条例もたゞいま御決定を頂戴しました議案第三十六号と同様の趣旨における福生市長等の期末手当の支給割合の改正でございます。

正でございます。第四条第二項の支給割合を明文化しようとするものでございます。その支給割合は議会議員と同一の年間四・九カ月の支給割合をもって支給することに改めようとするものでございまして、三月に支給する場合におきましては給料月額百分の五十、六月に支給する場合におきましては給料月額百分の百九十、十二月に支給する場合においては百分の二百五十をそれぞれ乗じて得た額に改めようとするものでございます。

次に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上はなほだ難駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議をいただきまして原案のとおり御確定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十三議案第三十八号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十八号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びにその内容を説明申し上げます。本条例もただいま御決定を頂戴しました議案第三十六号及び第三十七号と同様の趣旨におきまして、教育長に支給する期末手当の支給割合の改正でございます。条例第三條第二項の支給割合を明文化しようとするものでございまして、三月に支給する場合におきましては給料月額額の百分の五十、六月に支給する場合におきましては給料月額額の百分の百九十、十二月に支給する場合におきましては給料月額額の百分の二百五十をそれぞれ乗じて得た額に改めようとするものでございます。

次に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。御異議ありませんか。御異議ありませんか。以上はなほだ難駁な説明でございましたが、何とぞ慎重御審議を頂戴しまして原案のとおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後六時二十二分 休憩

午後六時三十五分 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際福生伝染病院組合議会議員の選挙ほか六件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって福生伝染病院組合議会議員の選挙ほか六件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第一福生伝染病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

福生伝染病院組合議会議員に齋藤舜君、仲村清信君、上野重勝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました齋藤舜君、仲村清信君、上野重勝君を福生伝染病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました齋藤巽君、仲村清信君、上野重勝君が福生伝染病院組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第二狭山火葬場組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

狭山火葬場組合議会議員に宮沢良一君、井上寅吉君、原敏子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました宮沢良一君、井上寅吉君、原敏子君を狭山火葬場組合議会議員当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました宮沢良一君、井上寅吉君、原敏子君が狭山火葬場組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第三西多摩農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

西多摩農業共済事務組合議会議員に田村正秋君、浜中輝夫を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田村正秋君、浜中輝夫君を西多摩農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました田村正秋君、浜中輝夫君が西多摩農業共済事務組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第四青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法については指名推せんによることに決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することになしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員に村尾栄次、赤星行人君、在原博君を指名いたします。お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました村尾栄次、赤星行人君、在原博君を青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました村尾栄次君、赤星行人君、在原博君が青梅・羽村・福生地区都市下水路組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第五西多摩衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

西多摩衛生組合議会議員に村尾栄次、仲村清信君、東田正治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました村尾栄次、仲村清信君、東田正治君を西多摩衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました村尾栄次、仲村清信君、東田正治君が西多摩衛生組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により告知をいたします。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第六東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法については指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に村尾栄次を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました村尾栄次を東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の当選人と定めることに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました村尾栄次が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選いたしました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第七東京都市収益事業組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推せんによりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市収益事業組合議会議員に指田保雄君、林田武君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました指田保雄君、林田武君を東京都市収益事業組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました指田保雄君、林田武君が東京都市収益事業組合議会議員に当選されました。よって本席より会議規則第三十一条第二項の規定により当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

午後六時四十五分 休憩

午後六時四十九分 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(須崎議会事務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

お諮りいたします。

この際新たに提出された動議一件と市長からの議案一件についてを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって本二件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 追加日程第八福生市議会運営委員会の設置に関する動議を議題といたします。

本件について提出者から発言を願います。

(二十三番仲村清信君登壇)

○二十三番(仲村清信君) 御指名をいただきましたので、福生市議会運営委員会の設置に関する動議について説明をさせていただきます。

本委員会は当市議会においては議長の諮問機関として設置されてきた歴史があります。今回も議会の円滑なる運営と効率のよい議事進行を図るために、別紙の要綱に基づき、福生市議会運営委員会を設置されたく要望する次第であります。

皆様方の御議決をいただきまして、設置できますようお願い申し上げます。簡単ではございますが動議の説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で発言は終わります。お諮りいたします。

○議長（村尾栄次君） 本件は動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって別紙要綱のとおり福生市議会運営委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） ただいま設置されました福生市議会運営委員会委員の選任については議長において林田武君、堀川寛君、遠藤洋一君、仲村清信君、井上寅吉君、村野和一郎君、齋藤巽君、在原博君、以上八人を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名した諸君を福生市議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第九議案第三十九号福生市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定により上野重勝君の退席を求めます。

（上野重勝君除斥）

○議長（村尾栄次君） 本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（市長田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 御指名をいただきましたので、議案第三十九号福生市監査委員の選任につきましてその提案理由並びに内容について説明を申し上げます。

現在福生市監査委員二名中一名が欠員でございます。私といたしましては、議会の御意見を尊重しつつ選任いたしましたわけでございますが、監査委員の仕事の性質から言いますと、経験が豊かであり、係数に明るい上野重勝議

員が適任と存じ提案申し上げたわけでございます。

何とぞ慎重御審議いただき、極めて簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第三十九号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午後六時五十五分休憩

午後七時三十一分開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際新たに提出された動議一件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本件は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第十特別委員会の設置に関する動議を議題といたします。

本件について提出者から発言を願います。

（二十二番仲村清信君登壇）

○議長（村尾栄次君） 御指名をいただきましたので、追加日程第十として横田基地対策特別委員会の設置に関する動議に